



地域の農林水産物・ 食品を海外へ！ 地理的表示（GI） 保護制度ってなーに？



品質の高い国産農林水産物や、これらの産物を使用して伝統的製法や高度な技術により製造された加工食品は、日本の輸出拡大につながる重要な産品となっています。

他方、地理的表示(GI)保護制度については、その地域ならではの自然的・人文的・社会的な要因の中で育まれてきた品質・社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護するものです。

今回の消費者の部屋展示では、中国四国地域の主な農林水産物・食品の輸出促進に係る取組及び地理的表示（GI）についてご紹介します。

開催期間

令和6年11月5日（火）
～11月15日（金）

9時00分～17時00分

（土・日曜日は除く。
最終日は13時まで）

展示内容

農林水産物・食品の輸出額の推移

農林水産物・食品輸出プロジェクト
（GFP）の取組

中国四国地域の主な農林水産物・
食品の輸出品目と輸出先

地理的表示（GI）保護制度 など

開催場所

中国四国農政局「消費者の部屋」

岡山市北区下石井1-4-1
（岡山第2合同庁舎1階）



【お問い合わせ先】

中国四国農政局 TEL:086-224-4511（代表）

展示内容関係 経営・事業支援部輸出促進課

担当：後藤田、枝松
内線：2668、2159

消費者の部屋関係 消費・安全部消費生活課

TEL：086-224-9428（直通）

担当：大林、河本
内線：2314、2363

